

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則
- 鳥取県建設業審議会規程を廃止する規則
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良事業計画の縦覧
- 鳥取県金庫設置告示の一部改正
- 買取令書交付不能一覽表

規則

市町村に交付すべき昭和三十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
鳥取県規則第六十六号

市町村に交付すべき昭和三十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき昭和三十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総理府令（昭和三十一年総理府令第七十四号。以下「令」という。）の定めるところに基き市町村に交付すべき昭和三十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八條第一項及び同法第三十八條の二第一項の規定により所得税を源泉徴収される者（以下本条において「給与退職所得者」という。）に対する所得割にかか

る市町村民税の基準税額は、当該市町村における給与退職所得者にかかる昭和三十年分の源泉徴収所得税額のうち昭和三十一年度分の所得割に係る市町村民税の課税標準となるべきであつた額に〇、〇九七六七八六三八四五を乗じて得た額とする。

2 法人税割にかかる市町村民税の基準税額は、当該市町村につき第一号及び第二号によつて算定した額の合算額から第三号によつて算定した額を控除した額に第四号によつて算定した額を加減した額とする。

一 昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額に、分割法人分については〇、〇六九四三一、その他の法人分については、〇、〇五六三一八三二を乗じて得た額

二 昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によつて申告しまたは更正若しくは決定を受けたものにかかる課税標準額のうち、昭和二十

九年三月三十一日以前に終了した事業年度分にあつては、分割法人分に〇、〇四六三三を、その他の法人分に〇、一二五〇九七六六を、ならびに昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に終了した事業年度分にあつては分割法人分に〇、〇六六二五四を、その他の法人分に〇、〇五四七八二六を乗じて得た額の合算額

三 昭和三十年度分の昭和三十一年三月三十一日現在における繰もどし額のうちその他の法人分として県が調査した額で、昭和二十九年三月三十一日以前に終了した事業年度分にかかる法人税額に〇、〇六五六二五を、また昭和二十九年四月一日以降に終了した事業年度分にかかる法人税額に〇、〇四八〇五一を乗じて得た額の合算額

四 昭和三十年度地方交付税の算定に用いた法人税割にかかる基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額
(固定資産税の基準税額の算定方法)

第三条 固定資産税の基準税額は、第二項に定めるところによつて算定した土地に係る基準税額、第三項に定めるところによつて算定した家屋にかかる基準税額及び第四項に定めるところによつて算定した償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林、牧野及び原野については、当該市町村の土地ごとの課税標準額の合算額が別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように土地の種類ごとの平均価額（昭和三十一年度分の固定資産（土地）の平均価額について（昭和三十一年五月十九日受地第七六五号各市町村長あて鳥取県総務部長通達））に当該市町村の地積（昭和三十一年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百四十八条の規

定に基く非課税にかかるものおよび同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるものを除く。
(を乗じて算定した課税標準額に〇、〇〇九〇一六を乗じて得た額。

二 その他の土地については、令第二十五条第二項第三号の規定によつて算定した額。

3 家屋に係る基準税額については、当該市町村の家屋の課税標準額が、別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように家屋の平均価額（昭和三十一年度分の固定資産（家屋）の平均価額について（昭和三十一年五月二十八日受地第五八六号各市町村長あて鳥取県総務部長通達））に当該市町村の家屋の床面積（昭和三十一年度分の固定資産（家屋）の平均価額の算出について（昭和三十年十二月一日受地第一、一四二二号））に基づいて報告した昭和三十一年度分の家屋の平均価額の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条の規定

に基く非課税にかかるものおよび同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるものを除く。)を乗じて算定した課税標準額に〇、〇〇九三一を乗じて得た額

4 償却資産にかかる基準税額は、令第二十四条第四項の規定により大都市以外の市町村の基準税額の総額として、自治庁長官から通知された額と同額となるように、次の各号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 令第二十四条第四項第一号の(一)により自治庁長官から通知された額の二分の一の額と同額となるように当該市町村における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した従業者数(地方税法第三百四十八条第三百四十九条の四および第三百八十九条、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百二十二号)附則第二十二項から第二十七項までの規定に該当するものにかかるものおよび「昭和三十一年度交付税算定に用いる償却資産にかかる基準税額の算定基

礎資料について(昭和三十一年五月十九日受地第五八三号各市町村長あて鳥取県総務部長照会)に基いて調査した基準評価額五千万円以上の資産を有するものにかかるものならびに一事業所の従業者が五人未満であるものを除く。以下同じ。)を、令別表第十一産業分類ごとの、かつ規模ごとの従業者数にわかち、それぞれに同表に定める補正係数を乗じて得た数(一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下同じ。)の合計数に二百十六円二十八銭を乗じて得た額。

二 前号のその他の二分の一の額と同額となるように、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された償却資産の価格の合算額(地方税法第三百五十一条の規定にかかる免税点以下の価額、同法第三百八十九条にかかる配分額および令第二十五条第四項第一号の四の大規模資産にかかる額ならびに船舶にかかる額を除く。)に〇、〇〇三八五、四三五一を乗じて得た額。

三 当該市町村について令第二十五条第四項第二号の(一)、(二)及び(三)の方法によつて算定して得た額。

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第四条 木材引取税の基準税額は、令第三十条の規定により算定された額と同額となるように、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十五条による昭和三十年度の伐採届及び同法第十六条の許可申請に基く実行結果調による市町村ごとの樹種別素材生産石数に、杉類にあつては〇、七六八二五九〇五八を、松類にあつては〇、八九二四〇〇一六二を、檜類にあつては〇、八八一七四二七三八を、およびその他にあつては〇、四四三三八二六二二八をそれぞれ乗じて得た石数に令第三十条による道府県別素材標準価格を乗じて得た額に同条による樹種別乗率を乗じた額。

(鉱産税の基準税額の算定方法)

第五条 鉱産税の基準税額は、県が調査した昭和三十年一月から同年十二月までの間における鉱種別の生産量に基き、令第二十九条第一号の規定の例により算定し

た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年八月三十一日から適用する。

別表 市町村別土地家屋總價額表

市町村名	土					地		計	家屋
	田	畑	宅地	山林	原野	牧場			
鳥取市	1,519,182,594	149,068,572	1,373,707,776	73,150,330	11,647,224		3,126,756,496	3,462,458,790	
米子市	664,821,955	396,675,008	1,478,115,775	31,568,481	2,515,032		2,573,696,251	3,071,634,107	
倉吉市	1,124,534,190	173,646,448	533,104,204	80,382,484	37,977,852		1,954,647,178	1,945,268,080	
津和野市	61,539,766	155,349,282	290,443,974	767,745	42,372		508,143,139	778,736,070	
津和野市	102,507,425	10,944,304	13,246,044	4,673,810	830,249		132,201,832	51,731,064	
津和野市	269,485,920	13,345,625	24,025,035	17,644,704	3,438,639		327,939,923	96,077,542	
津和野市	96,645,380	7,493,940	7,784,125	17,459,295	2,710,130		132,092,890	49,691,828	
大井町	408,345,588	42,724,088	84,014,640	21,097,870	5,750,226		561,932,412	420,210,570	
福部町	100,373,966	22,285,862	13,467,426	8,986,270	866,272		145,979,796	74,428,608	
福部町	299,810,428	22,700,368	49,889,504	12,630,233	103,360		385,133,893	199,467,768	
船岡町	192,773,300	29,514,880	29,050,875	25,722,189	1,862,784		278,929,028	128,999,475	
八尾町	365,156,025	54,668,332	59,187,835	22,995,011	4,292,490		506,299,893	244,732,740	
八尾町	123,420,114	19,709,862	21,027,252	16,291,648	4,180,757		184,629,633	86,771,087	
八尾町	128,447,060	17,247,744	18,979,734	9,917,679	2,110,976		176,703,193	66,756,775	
八尾町	107,446,501	22,507,604	38,611,248	15,258,219	2,412,676		186,236,248	208,029,181	

村町	44,144,073	3,509,067	4,621,400	3,129,390	1,266,870		56,670,764	26,123,668
村町	60,901,540	4,053,144	6,047,382	2,585,520	300,720		79,888,306	26,193,930
村町	114,465,634	14,499,576	27,289,398	7,895,962	482,240		164,632,810	114,515,646
村町	63,217,938	21,575,980	11,383,166	11,490,010	1,982,995		109,749,789	79,953,994
村町	254,448,867	17,274,648	61,255,194	24,011,890	4,493,478		361,484,067	288,694,392
村町	319,321,854	51,389,072	49,966,236	9,046,664	498,568		430,222,394	225,885,959
村町	198,483,255	16,457,656	34,536,180	28,646,987	953,160		333,565,230	166,883,934
村町	197,998,766	52,411,234	38,967,586	2,187,296	1,911,087		284,798,989	166,883,934
村町	194,130,432	49,263,331	23,828,861	13,266,426	988,274		112,229,437	124,888,260
村町	39,455,916	34,689,960	49,287,114	23,540,000	1,657,719		385,602,568	240,103,440
村町	244,960,912	68,981,895	47,266,013	32,905,257	6,005,342		293,197,103	125,053,396
村町	277,961,404	31,464,552	27,745,042	15,449,313	6,761,472		363,504,254	158,834,368
村町	229,943,020	13,298,296	36,015,295	7,983,360	939,280		296,088,875	127,335,056
村町	234,124,400	84,441,919	29,834,289	8,541,040	1,714,176		142,129,638	128,890,804
村町	185,494,864	70,504,506	36,436,932	4,130,680	264,420		603,469,966	402,295,440
村町	80,143,574	51,134,632	95,514,246	19,099,665	7,227,280		355,579,737	272,609,346
村町	366,916,586	114,712,189	58,736,423	16,025,424	2,173,410		215,942,407	84,530,064
村町	203,684,872	76,909,608	19,779,950	8,284,766	1,948,060			
村町	142,815,945	43,113,686						

西伯	328,001,432	27,543,459	46,555,547	34,329,613	4,982,716	441,422,757	160,159,944
会見	194,090,292	25,776,408	21,652,200	15,964,872	3,532,616	261,016,388	84,745,668
岸本	256,517,250	30,097,216	35,577,861	15,787,135	3,005,430	340,984,892	124,276,699
泉村	69,677,542	13,568,564	12,174,408	10,060,155	540,967	106,021,886	43,221,276
春日	145,406,079	14,113,712	17,275,674	45,232	59,283	176,899,990	49,658,765
大高	80,693,337	15,947,020	17,250,816	1,624,250	415,863	115,911,286	62,005,644
日吉	48,607,527	19,798,400	37,429,582	321,552	15,143	106,172,204	251,807,718
荒江	229,147,380	42,877,850	66,554,478	16,488,225	1,681,160	356,719,103	226,655,240
大和	374,047,300	36,487,852	54,552,666	15,520,176	3,879,513	486,487,507	188,832,943
名和	199,553,805	84,724,566	55,175,745	19,468,640	7,493,631	366,418,387	202,935,228
瀬原	82,612,854	24,196,128	17,955,587	7,969,608	3,390,128	136,114,305	51,591,360
高坂	71,752,456	7,478,316	18,250,410	17,268,825	372,465	115,152,472	107,097,536
高伯	97,877,777	6,327,980	10,173,426	21,770,695	4,569,318	140,719,196	39,889,048
多福	167,637,132	13,016,537	26,066,968	32,574,384	3,391,479	242,706,500	95,221,248
石根	54,917,790	3,443,888	9,364,992	15,404,480	3,849,316	86,980,466	50,012,418
江根	83,970,260	2,636,158	5,337,360	9,304,539	2,869,350	74,117,667	34,192,217
江根	111,402,650	5,845,704	12,068,208	13,727,505	4,366,336	143,372,614	59,308,883
江根	112,249,572	11,792,166	32,948,056	24,661,260	3,999,060	185,650,114	146,910,636
江根	225,919,125	24,477,790	29,233,908	22,756,676	2,333,625	304,721,124	182,587,317

灘口	297,783,890	37,639,728	45,179,424	30,080,414	11,573,036	422,206,492	181,131,408
計	12,188,574,508	2,412,458,382	5,315,983,533	931,068,204	188,872,389	962,201	21,037,924,217

鳥取県建設業審議会規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第六十七号

鳥取県建設業審議会規程を廃止する規則

鳥取県建設業審議会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十号）は廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠藤

茂

退任した役員の名および住所

大鴨土地改良区

- 理事長 野儀久市 倉吉市福山
- 代理 長棟清勝 " 小鴨
- 理事 衣笠義重 " 鴨河内
- " 栗原義宗 " "
- " 熊谷久一 " 上古川
- " 香川節男 " "
- " 岸田甚一 " 蔵内

森石秀春 中河原
 山本信二 北野
 桑本林太郎 生田
 増田高德 岡田
 西村源一 岡田
 小林文藏 福守
 中井良藏 中河原

大灘土地改良区

監事 松本秀治 東伯郡大柴町大字穂波

森田宗則 倉吉市穴沢

北条川土地改良区

理事 岸田 弘 東伯郡北条町大字土下

田熊良藏 米里

田熊善之助 米里

岩間信好 島

鉄井貞吉 島

前田耕太郎 島

磯江幸雄 北尾

河本淳 田井
 井上定義 田井
 谷原愿 弓原
 原田仙松 弓原
 浜本博昌 下神
 牧野克良 下神
 米田薫 下神
 中江豊 松神
 玉井宇三 松神
 原田千代吉 曲
 山根一夫 曲
 石賀正巳 曲
 中本豊一 下神
 谷本正和 曲
 日置吉太郎 島

就任した役員の氏名および住所

大鴨土地改良区

理事長 桑野寿治 倉吉市秋喜

代理 野儀久市 福山

理事 栗原義宗 鴨河内

石田正二 石塚

香川節男 上古川

熊谷久一 上古川

牧野純 藏内

森百藏 中河原

中野光静 中河原

山本信二 北野

桑本米藏 生田

遠藤嘉一 岡田

前田清藏 福守

長棟清勝 小鴨

大灘土地改良区

監事 河野隆義 東伯郡大柴町大字穂波

森田宗則 倉吉市穴沢

北条川土地改良区

理事 岸田 弘 東伯郡北条町大字土下

山本國雄 米里
 田熊良藏 米里
 田熊善之助 米里
 岩間信好 島
 日置吉太郎 島
 山口長利 北尾
 磯江幸雄 北尾
 河本淳 北尾
 稻本忠雄 田井
 福井茂雄 田井
 原田仙松 弓原
 浜本博昌 弓原
 牧野克良 下神
 米田薫 下神
 中江豊 松神
 原田千代吉 松神
 根鈴信太郎 松神
 山根一夫 曲

石賀正巳
 監事 岸田保太郎 土下
 谷本正和 曲
 岩垣甫 弓原
 青谷町八葉寺土地改良区

理事 鷲原松吉 気高郡青谷町大字八葉寺
 橋本薫藏
 山下喜代藏
 尾崎寿信
 岩木光晴
 監事 植田辰次
 池田喜代藏

鳥取県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡東郷町大字北福、下田一雄ほか十七人の者から東郷町北福土地改良区設立の認可の申請があつたので当該土地改良事業計画および定款につき

詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
 土地改良事業計画書の写
 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年十月十日から同年十月二十九日まで

三 縦覧の場所

東伯郡東郷町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七十二号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号（鳥取県金庫

設置に関する件）の一部を次のように改正し、昭和三十一年十月一日から適用する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

大阪支金庫 大阪市東区南久宝寺町 大阪市 株式会社
 三和銀行船場支店 取扱責任者 株式会社山陰合同銀行
 の次に次のように加える。

大阪支金庫派出所 大阪市東淀川区塚本町一丁目 右同

一 土地の所在および対価等

鳥取県告示第四百七十三号

次の土地の買収令書は、交付することができないので、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十一条第二項の規定により告示する。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

町	土地の所在	地番	土地台帳現況	面積	対価	所有者の住所	氏名
東郷	埴見	本谷巷	四三八	田	田	伯国サンボウロ洲	田中元保
同	同	榎木谷	四七九	同	同		
同	同	杉谷一	二四四	畑	畑		
同	同	半田平参	五三七	同	同		
同	同		五三六	原野	畑		

- 二 買収の期日 昭和三十一年十一月一日
- 三 買収令書番号および交付できない理由
(三二) 鳥取県No.10 住所不確知
- 四 対価の支払方法
農地法第十二条第三項の規定による供託

鳥取県告示第四百七十四号

次の土地は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十二条第一項の規定により買収することに決定したが、買収令書を交付することができないので、同法同条第四項で準用する同法第五十条第三項の規定によりその内容を告示して交付に代える。

昭和三十一年十月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 土地の所在及び対価等 別表のとおり
 - 二 対価の支払方法 供託する
 - 三 買収の期日 昭和三十一年十一月一日
- 土地等の所在及び対価

所	市郡	村町・大字	字	在		地番	土地		対価	所有者の住所氏名	
				地	番		目	積			
	東伯郡	大栄町	大字	亀谷	向野一	五四一ノ四	原野	原野	〇、八五	六、一三	東伯郡大栄町大字亀谷 伊藤正夫
小									〇、八五	六、一三	
	東伯郡	大栄町	大字	上種	市場山九ノ三		山林	山林	〇、七〇	六、〇〇	東伯郡大栄町大字上種 梓島正登
									〇、七〇	六、〇〇	
				字野田	東平七二四ノ三				一、四三	一三〇、六三	
									〇、五八	五〇、八〇	
									七二四ノ二		
小									〇、五八	五〇、八〇	
計									一、七二〇	二四七、九一	
合									三、五三五	三三六、〇五	